(c)　「SG5」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(i)　一年目から三年目までについては、二十八パーセント

(ii)　四年目から六年目までについては、二十パーセント

(d)　この14の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。

(e)　日本国は、六年目の終了後は、この14の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(f)　(b)(i)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、次のとおりとする。

(i)　この協定が二千十九年十二月一日以前に効力を生ずる場合には、三万五千百五十メートル・トン

(ii)　この協定が二千十九年十二月一日後に効力を生ずる場合には、三万五千百五十メートル・トンに、分母を百二十一とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

15　競走馬についての農産品セーフガード措置

(a)　日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG6」を掲げる品目に該当する原産農産品について、日本円で表示された一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格が発動価格の九十パーセント未満である場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。当該発動価格は、(d)の規定に従って合意される価格又は八百五十万円（(d)の規定による発動価格に関する特別の合意が存在しない場合に限る。）とする。

(b)　「SG6」を掲げる品目に該当する原産農産品に関して、3(c)に規定する関税率は、日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品について決定される関税率に次のものを加えたものとする。

(i)　一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差額が発動価格の十パーセントを超え四十パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の三十パーセント

(ii)　一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差額が発動価格の四十パーセントを超え六十パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の五十パーセント

(iii)　一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差額が発動価格の六十パーセントを超え七十五パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の七十パーセント

(iv)　一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差額が発動価格の七十五パーセントを超える場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の百パーセント

(c)　日本国は、十四年目の終了後は、この15の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(d)　日本国及びアメリカ合衆国は、いずれか一方の要請に基づき、この15に定める農産品セーフガード措置の運用について協議を行うものとし、発動価格を定期的に評価し、及び改定することについて、相互に合意することができる。

第五款　日本国の表

関税品目（2019年4月1日のもの）	品名	基準税率	実施区分
01.01	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）		
	馬		
0101.21	純粋種の繁殖用のもの		
	2 その他のもの		
010121.290	(2) その他のもの	1頭につき3,400,000円	EIF
0101.29	その他のもの		
	2 その他のもの		
010129.290	(2) その他のもの	1頭につき3,400,000円	B16, SG6
01.03	豚（生きているものに限る。）		
	その他のもの		
0103.92	1頭の重量が50キログラム以上のもの		
010392.020	[3] 1頭の課税価格が生きている豚に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	B16
02.01	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
020110.000	枝肉及び半丸枝肉	38.5%	JPR2, SG1*
020120.000	その他の骨付き肉	38.5%	JPR2, SG1*
0201.30	骨付きでない肉		
020130.010	－ ロインのもの	38.5%	JPR2, SG1*
020130.020	－ かた、うで及びもものもの	38.5%	JPR2, SG1*
020130.030	－ ばらのもの	38.5%	JPR2, SG1*
020130.090	－ その他のもの	38.5%	JPR2, SG1*
02.02	牛の肉（冷凍したものに限る。）		
020210.000	枝肉及び半丸枝肉	38.5%	JPR2, SG1*
020220.000	その他の骨付き肉	38.5%	JPR2, SG1*
0202.30	骨付きでない肉		
020230.010	－ ロインのもの	38.5%	JPR2, SG1*
020230.020	－ かた、うで及びもものもの	38.5%	JPR2, SG1*
020230.030	－ ばらのもの	38.5%	JPR2, SG1*
020230.090	－ その他のもの	38.5%	JPR2, SG1*
02.03	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
	生鮮のもの及び冷蔵したもの		
0203.11	枝肉及び半丸枝肉		